

第2章

市民・事業者の行動計画 及び市の施策

1. 命の営みの基盤－自然環境
2. 健康的な生活の基盤－生活環境
3. 快適な生活の基盤－快適環境
4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境
5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり
6. 環境保全行動計画の数値目標

1. 命の営みの基盤－自然環境

環境目標

豊かな自然を保全・再生・創造することで、四季を感じ、自然と共生するまちを目指します。

行動指針① 自然環境の保全

(1) 里地里山の適正管理と地域資源としての利用

第1次行動計画の重点プロジェクトにて「里地里山の保全・再生」について取り組みましたが、里山を本来あるべき姿に再生し、野生生物の重要な生息地として、また市民にとって有用な環境資源となるように自然との共生を図りながら保全していきます。

市民の行動計画

- ・里地里山の保全活動に参加・協力します。



事業者の行動計画

- ・里山の所有者（管理者）は、里山の適切な維持管理に努めます。
- ・里地里山の保全活動に参加・協力します。

市の施策



具体的内容	担当課
関係機関と連携して、自然公園区域の自然環境を保全します。	環境政策課
水源かん養機能の高い広葉樹主体の水源林を整備します。	農業振興課
希少種を含む野生動植物の生息・生育状況を把握し、その保全を進めます。	環境政策課
里山保全・再生活動を支援するとともに、その活動を紹介し、活動への参加を促します。	農業振興課
環境保全型農業を推進し、生き物の生息・生育場所として重要な水田などの農地を保全します。	農業振興課
自然との共生に配慮しつつ、誰もが利用しやすく自然を楽しめる遊歩道を整備します。	農業振興課

(2) 鳥獣被害への対策強化

里地里山の適切な維持管理を行うとともに、近隣市町村や県との連携による鳥獣被害対策を進めていきます。

市民の行動計画

- ・生態系の攪乱や有害鳥獣の増加を防ぐため、野生動物に餌を与えないようにします。
- ・有害鳥獣による被害を未然に防止するため、生ごみや未収穫農作物などの適切な管理や追い払いを徹底します。

事業者の行動計画

- ・県・市と協力して有害鳥獣による農作物被害対策を進めます。
- ・有害鳥獣による被害を未然に防止するため、生ごみや未収穫農作物などの適切な管理や追い払いを徹底します。



市の施策

具体的内容	担当課
森林整備計画を策定し、民有林の適正な管理と保全を推進します。	農業振興課
侵入竹の除伐や広葉樹の植林などを進め、里地里山を保全します。	農業振興課
適切な土地利用計画に基づいて農地を保全します。	農業振興課
遊休農地が発生しないように、担い手を育成し農地を適正に管理します。	農業振興課
近隣市町村、県、猟友会と連携し、イノシシなど野生鳥獣の被害防止対策に取り組むとともに、有害鳥獣捕獲に対応できる狩猟者の育成支援を図ります。	農業振興課

(3) 生態系に関する定期的な実態調査の実施

「地域の自然は地域で守る」を基本とし、あらゆる主体との協働による生態系に関する定期的な実態調査のしくみづくり・調査の実施を進めます。

市民の行動計画

- ・地域の自然を大切に守ります。
- ・地域の自然環境調査に参加・協力します。

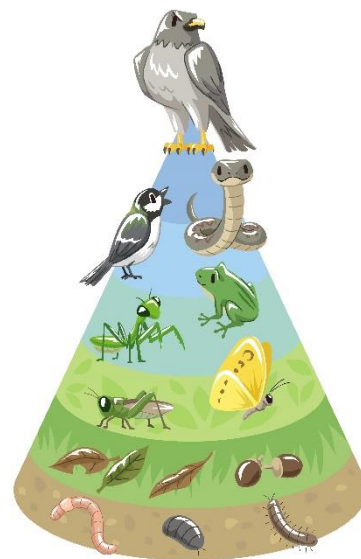
事業者の行動計画

- ・地域の自然環境への影響を考慮して事業活動に取り組みます。
- ・地域の自然環境調査に参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会を活用し、近隣市町村と連携した遠賀川流域の生態系実態調査に向けた取り組みを行います。	環境政策課



（４）外来生物対策の推進

外来生物に関する近隣市町村や県との情報交換、飼育動物の取り扱いに関する情報の提供、既に定着した特定外来生物の具体的な防除についての取り組みを進めます。

市民の行動計画

- ・ 外来生物の持ち込みなど、生態系を乱さないように努めます。
- ・ 本来の生態系を維持するため、外来魚や観賞用魚類を放流しないように努めます。
- ・ オオキンケイギクなど外来植物の除去に協力します。

事業者の行動計画

- ・ 特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律に定める飼育・栽培・保管・運搬・輸入などの規制を守ります。



市の施策

具体的内容	担当課
地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物に関する情報を関係機関や近隣市町村との情報交換などにより把握し、外来生物が広がらないよう啓発に努めます。	環境政策課
飼育動物を野外に放ったり、植物を植えたりすることにより、在来種の生息・生育環境の悪化を招かないよう市民に啓発します。	環境政策課
特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会を活用し、近隣市町村と連携した特定外来生物の防除活動を推進します。	環境政策課



行動指針② 自然環境の活用とふれあいの場の創出

(1) こどもを対象とした自然とのふれあいの推進

こどもたちが地域に愛着を感じ、自然環境に関心を持ち、積極的に関わろうとする意識を醸成するために、自然とのふれあいを推進するしくみづくりを検討します。

市民の行動計画

- ・自然とのふれあいの場を積極的に利用します。
- ・自然とふれあう場をみんなが気持ちよく利用できるように、出したごみは必ず持ち帰ります。

事業者の行動計画

- ・農業体験などの自然とふれあう機会を提供します。



市の施策

具体的内容	担当課
「緑の募金」などを活用しグリーンカーテンの配付など、緑と触れ合う機会を増やしていきます。	農業振興課
市内の里山や水辺を活用する自然観察会の実施や、実施する団体を支援します。	環境政策課
カヌー教室など市民が水辺に親しめるイベントを開催します。	文化・スポーツ推進課



2. 健康的な生活の基盤—生活環境

環境目標

清らかで豊かな水がめぐり、清浄な空気と静けさのある健康的な生活が営めるまちを目指します。

行動指針① 大気環境の保全

（１）発生源対策の推進と警報など発令時の迅速な対応

光化学オキシダントや微小粒子物質（PM2.5）の警報等発令時の対応を適切、確実に行えるような体制の確認、構築を進めます。また、県や近隣市町との大気汚染物質に関する情報の共有を推進します。

市民の行動計画

- ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。

事業者の行動計画

- ・排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制を行います。
- ・建設作業にあたっては、低公害型の建設機械を使用します。
- ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。



市の施策

具体的内容	担当課
光化学オキシダント注意報や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報への市の対応方針や体制を検討・構築し、注意報・警報等発令時の迅速な対応に努めます。	環境政策課
環境省や福岡県の大気環境に関するホームページを直方市公式ホームページにリンクし、直方市や近隣市町村の大気汚染物質の情報を提供します。	環境政策課

(2) 地域コミュニティ内の相互理解の推進と規制・指導方法の検討

野焼きなど野外焼却に対する地域コミュニティ内の相互理解を促進するとともに、悪臭のように区分の困難な複合的な要因の苦情にも対応できる規制、指導方法についても検討します。

市民の行動計画

- ・家庭ごみは適正に処理し、屋外でのごみの焼却は行いません。
- ・自宅や所有する土地の清潔を保つよう適切に管理し、近隣の迷惑にならないように努めます。

事業者の行動計画

- ・工場や事業場から出るごみの屋外焼却は行いません。
- ・工場や事業場、畜産農家では、悪臭防止法や大気汚染防止法を遵守します。

市の施策



具体的内容	担当課
野外焼却に関するトラブルを未然に防ぐため、近隣に配慮した生活環境の保全についての啓発を行います。	循環社会推進課
悪臭などの複合的な要因によって生じる苦情などに対して適切に対応できる臭気指数規制の導入や、指導方法を検討します。	環境政策課

(3) 騒音・振動対策の推進

道路交通騒音・振動について、現況把握を目的とした調査や、県、近隣市町村との連携による情報の収集を検討します。また、騒音・振動の発生源となる可能性のある工場・事業場、建設作業などについても引き続き指導、監視を行います。

市民の行動計画

- ・ピアノやステレオなどの音や、自動車・オートバイのエンジン音で近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮します。
- ・鳴き声が近所の迷惑にならないように、飼い主は適切にペットのしつけをします。

事業者の行動計画

- ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業場から発生する騒音・振動の抑制に努めます。
- ・低騒音・低振動型の建設機械を使用し、建設工事からの騒音・振動の発生を抑制します。

市の施策



具体的内容	担当課
道路交通騒音・振動の状況を把握するための調査を実施します。	環境政策課
騒音・振動について、迅速な苦情対応や発生源となる可能性のある工場・事業場、建設作業などに対する指導、監視を行います。	環境政策課

行動指針② 水環境の保全

(1) 水質汚濁負荷源対策の推進

流域関連公共下水道事業、農業集落排水処理事業、コミュニティ・プラント、浄化槽事業など、汚水処理施設の整備を推進します。また、資源としての水の視点から、節水の取り組みを推進します。

市民の行動計画

- ・公共下水道の整備区域内の家庭は、下水道の供用開始後、速やかに下水道に接続します。
- ・公共下水道の整備区域外の家庭は、浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による河川などの汚濁防止に努めます。
- ・洗剤の適量使用に努めます。

事業者の行動計画

- ・工場や事業場からの排水の適正な処理や、排水処理施設の適正な管理を徹底します。



市の施策

具体的内容	担当課
公共下水道事業認可区域における公共下水道整備を推進するとともに、供用開始区域内における下水道本管への接続を促進します。	下水道課
公共下水道事業認可区域外では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの整備を推進します。	下水道課
公共下水道整備区域を考慮し、合併浄化槽設置補助を行います。	下水道課
市内9河川の水質調査を年2回実施し、河川水質に異常がないか監視します。	環境政策課
公害防止協定を締結している事業所のうち、河川に影響を及ぼす可能性がある物質を取り扱うところについて、年2回排水調査を実施します。	環境政策課
市の広報やホームページを活用して、生活排水による河川水質汚濁の軽減を目的とする市民への啓発を行います。	環境政策課
河川に油などが流出した場合には、オイルフェンスなどの水質保全対策を速やかに講じます。	土木課 環境政策課
水路・側溝などが堆積物などにより淤んでいる場合には、速やかに浚渫を行って流量を確保します。	土木課 循環社会推進課

節水や水の有効利用に関して市民や事業者へ啓発を行います。

水道管理課
環境政策課

(2) 河川環境整備の推進

「遠賀川流域宣言」を踏まえ、水辺に親しみやすい河岸整備の検討を行うとともに、河川や地域美化活動などの地域活動への参加促進のしくみづくりを検討します。

市民の行動計画

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。

事業者の行動計画

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
国や県と連携して水辺に親しみやすい河岸整備の検討を行います。	土木課
河川の美化について市民、事業者に啓発し、「春の遠賀川一斉清掃」などの河川美化活動への参加を促します。	環境政策課
住民や団体が行う河川のボランティア清掃活動を支援します。	環境政策課



行動指針③ 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染対策法に基づき、指導機関である県との連携推進

土壌汚染対策法に基づいて、指導機関である県と連携し、調査及び対策を行います。

市民の行動計画

- ・農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。

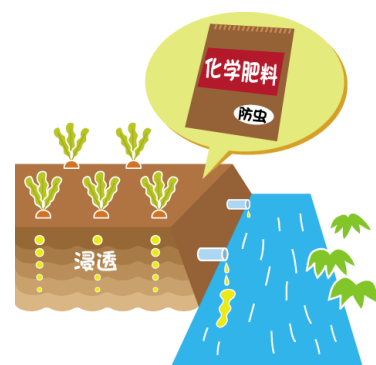
事業者の行動計画

- ・特定有害物質を含む原材料や排水により土壌汚染を生じないように適切に管理します。
- ・農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。



市の施策

具体的内容	担当課
土壌汚染発生の情報を得た場合には、県と連携して迅速に適切な対策を進めます。	環境政策課
土壌汚染対策法に該当する開発行為を行う場合、各届出書等の提出など法令を遵守するよう県と連携し周知します。	環境政策課
農薬や化学肥料などの適正使用について周知及び啓発を行います。	農業振興課



行動指針④ 廃棄物の適正処理

(1) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の多い場所への監視カメラや啓発看板の設置などにより、不法投棄をさせない環境づくりを進めます。また、関係機関との連携によるパトロールの強化や市民からの情報提供により、不法投棄防止対策を推進します。

市民の行動計画

- ・ごみのポイ捨てや犬、猫などのフンの放置はしないようにします。
- ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。
- ・所有する土地の雑草やごみを適正に処理し、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

事業者の行動計画

- ・産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど適切に処理します。
- ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。
- ・不法投棄のパトロールに協力します。



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任

市の施策

具体的内容	担当課
不法投棄の多い場所に監視カメラや禁止看板を設置したり、関係機関と連携して巡回監視を実施します。	循環社会推進課
「環境美化月間」期間中は公用車に不法投棄防止を促すステッカーを貼るなどして、周知・啓発を行います。	循環社会推進課
関係機関と連携して不法投棄の通報に速やかに対処します。	循環社会推進課
「直方市空き地等における雑草等の除去に関する条例」に基づいて、空き地などの所有者による適正な管理を促します。	循環社会推進課
広報や学校教育を通してポイ捨てや不法投棄の防止を啓発します。	循環社会推進課



3. 快適な生活の基盤－快適環境

環境目標

ふるさとの歴史がただよう、ゆとりのある美しいまちを目指します。

行動指針① 文化財と歴史的まちなみの保全と活用

(1) 歴史的資源に触れる機会の創出

市民講座やまちづくり出前講座など、歴史、文化に触れる機会を創出するとともに、観光まち歩きボランティアの活動など、市民自らがこどもたちや観光などで訪れた他者に伝えていくための取り組みを進めていきます。また、文化施設、名所・旧跡をアピールするための案内板やパンフレットの整備などを検討します。

市民の行動計画

- ・地域の歴史的資源に対する意識の向上と理解を深め、観光まち歩きボランティアの活動などに参加・協力します。
- ・歴史的資源の所有者は、その資源を守ることに努めます。

事業者の行動計画

- ・歴史的資源の所有者は、市民などがその資源にふれあえるようにします。

11 住み続けられる
まちづくりを



市の施策

具体的内容	担当課
市民講座やまちづくり出前講座、直方市公式ホームページ、直方市バーチャルミュージアムなどにより、市の歴史や文化財を紹介します。	文化・スポーツ推進課
文化財めぐりなどのイベントの実施により、市民への歴史、文化に関する周知啓発を行います。	文化・スポーツ推進課 商工観光課
観光まち歩きボランティアにより、市内の歴史や観光スポットを訪問者に伝えていきます。	商工観光課
名所・旧跡・観光スポットの所在地や説明を分かりやすく伝えるための案内板などを設置、維持管理します。	文化・スポーツ推進課 商工観光課 都市計画課
市内の歴史的・文化的資源等を紹介するパンフレットを作成し、情報提供します。	文化・スポーツ推進課 商工観光課

(2) 歴史・文化遺産の保護、活用方法の検討

歴史・文化遺産を保護するとともに、観光資源として活用し外部からの集客に繋げる活動を商店街などの一部関係者から市民全体に拡大していきます。

市民の行動計画

- ・郷土の伝統行事や祭などを大切に伝えていくため、参加・協力します。
- ・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深め、その保護活動に参加・協力します。

事業者の行動計画

- ・埋蔵文化財包蔵地における開発や建築などに際しては、市の助言や指導に基づき、適切な保護又は発掘調査を実施します。
- ・地域の歴史・文化資源の保護活動に参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
市指定文化財の現状を把握し、適切な保護措置を講じます。	文化・スポーツ推進課
貴重な資源は、指定文化財として速やかに指定できるよう努めます。	文化・スポーツ推進課
遺跡の保護措置を実施します。	文化・スポーツ推進課
県・市指定無形民俗文化財を伝承し保存している文化財保護団体へ、補助金交付などにより活動を支援します。	文化・スポーツ推進課
埋蔵文化財包蔵地における開発時の国への届け出、教育委員会による遺跡に関する情報提供、保護措置、発掘調査など事前相談を実施します。	文化・スポーツ推進課
直方レトロなどの歴史・文化遺産をまちづくり出前講座などで紹介し、観光資源として活用します。	商工観光課 文化・スポーツ推進課

行動指針② 景観形成と公園・緑地（みどり）の保全

（１）良好な景観の形成

本市の特徴を生かした魅力ある景観形成を進めます。

市民の行動計画

- ・所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。
- ・建築物の建築や増改築の際には、色彩やデザインなどについて、周辺景観との調和に配慮します。
- ・地域の緑化活動に参加します。



事業者の行動計画

- ・事業所敷地内やその周辺の美化に努めます。
- ・屋外に広告物を掲示する際には、福岡県屋外広告物条例を守ります。
- ・施設整備の際には、色彩やデザインなどについて、周辺景観との調和に配慮し、良好な景観形成に努めます。
- ・地域の緑化活動に参加します。



市の施策

具体的内容	担当課
「直方市Instagram」や「直方市公式ホームページ」などを活用して本市の自然景観や魅力を発信することで、市民の自然景観を大切にする心を育みます。	環境政策課
うるおいのある都市景観を形成するために、街路樹の整備を推進します。	都市計画課
屋外広告物法及び福岡県屋外広告物条例に基づく規制内容を周知するとともに、法条例の違反対象となる広告物の簡易除去を行います。	都市計画課
緑化意識の向上を図るための活動を行います。	農業振興課
公共建築物を新たに設置・更新する場合は、県産木材の利用に努めます。	農業振興課

(2) 公園の適正な配置と管理

市域全体を見据えた公園整備と、地域のネットワークを生かした管理運営の2つの面から行動を進めます。公園施設の防災機能や公園施設の安全性の向上を図るため、都市公園の具体的な改善目標、改善方法などを定めた「公園施設長寿命化計画」に基づき、こどもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。

市民の行動計画

- ・公園維持管理のボランティア活動に参加します。

事業者の行動計画

- ・公園の維持管理に協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
地域の要望や現状に合わせた公園やこどもたちが遊べる場の整備を適宜行います。	都市計画課
地域のネットワークを生かした管理運営を行う、市民参加型の公園づくりを行います。	都市計画課
「公園施設長寿命化計画」に基づいて、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の維持管理を行います。	都市計画課



4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境

環境目標

限られた資源を無駄なく使い、地域の再生可能エネルギーを有効に活用するまちを目指します。

行動指針① 省エネルギーの推進

(1) 省エネルギー型機器などの導入推進

市の公共施設における省エネルギー型機器の設置や公用車の更新時における低燃費車、次世代自動車などへの買い替えなどを進めていきます。



市の施策

具体的内容	担当課
市の公共施設の機器や設備の新規購入及び更新時に省エネルギー型の機器や設備の導入を進めます。	財政課
公用車の更新時における低燃費車、次世代自動車などへの買い替えを進めます。	財政課



(2) 省エネルギー活動の推進

市の事務・事業の省エネルギー化を積極的に進めていきます。また、環境家計簿運動による省エネルギー効果など省エネルギーの取組事例とその効果に関する情報を提供して市民や事業者の省エネルギー活動の拡大を図ります。

市民の行動計画

- ・環境家計簿運動に参加するなど、省エネルギーを心がけます。
- ・家電製品の購入時には省エネルギー型のものを選択します。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。

事業者の行動計画

- ・事業所での省エネルギー活動を進めます。
- ・省エネルギー型の設備や機器を積極的に導入します。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。



市の施策

具体的内容	担当課
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいて市の事務・事業に伴うエネルギー消費量の削減を進めていきます。	環境政策課
県が実施する「エコファミリー応援事業」を広く周知し加入を促すことで、市民や事業所の省エネルギー活動を促進します。	環境政策課
事業所における節電やエコドライブなどの省エネルギー型ビジネススタイルの定着を図るため、省エネルギー活動及びその効果に関する情報発信などを行います。	環境政策課
公共交通機関の積極的な利用を推進します。	商工観光課
事業所における省エネルギー活動を促進するため、専門家による診断と診断を踏まえた設備投資を支援する他、脱炭素に向けた計画の策定を支援します。	環境政策課
市民が行う省エネルギー型の家電製品への買い換えを促進します。	環境政策課

行動指針② 再生可能エネルギーの導入

(1) 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入

既存の公共施設の建て替え時や新たな公共施設の建設時に合わせて、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討します。



市の施策

具体的内容	担当課
公共施設の建て替え・新設時には、再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討します。	企画経営課 環境政策課

(2) 市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入促進

再生可能エネルギーに関する情報提供や支援制度の創設の検討などにより、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。

市民の行動計画

- ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。

事業者の行動計画

- ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。



市の施策

具体的内容	担当課
再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。	環境政策課
再生可能エネルギー導入への各種支援制度を調査・公表することで、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。	環境政策課

(3) 再生可能エネルギー利用の調査・研究

太陽光や風力、小水力、バイオマスなど、本市内に存在しているさまざまな再生可能エネルギーの導入可能性について、調査・研究を進めます。

市民の行動計画

- ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。

事業者の行動計画

- ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。



市の施策



具体的内容	担当課
他市町村が導入している再生可能エネルギー設備等について調査し、本市における導入の可能性について研究を進めます。	環境政策課
バイオマスエネルギーの導入可能性についての調査・研究を進めます。	農業振興課
小水力エネルギーの導入可能性についての調査・研究を進めます。	土木課



行動指針③ 健全な資源循環の推進

(1) ごみの排出抑制対策の推進

ごみの減量化に役立つ情報の提供や家庭から出る生ごみを減量化するための生ごみ処理容器等購入費補助金などにより、ごみの排出抑制対策を推進します。

市民の行動計画

- ・衝動買いを避け、不要なものは購入しないようにします。
- ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを使い、ごみを出さないようにします。
- ・家庭から出る生ごみは、水切りを行ったり、生ごみ処理容器を活用したりするなどして、減量化に努めます。
- ・ごみとして出す前に他の使い道がないか考えます。

事業者の行動計画

- ・事業系ごみを排出する際には、資源物とごみを分別します。
- ・容器包装の簡素化や回収体制の充実を図ります。
- ・修理・修繕ができる事業所づくりに努めます。



市の施策

具体的内容	担当課
家庭から発生するごみの排出実態を調査します。	循環社会推進課
家庭や地域でできるごみの減量化・資源化の実践方法を普及・啓発します。	循環社会推進課
ごみ減量化推進のためのキャンペーンを実施します。	循環社会推進課
家庭から出る生ごみを減量化するために電動・手動式の生ごみ処理機購入費用の一部を助成します。	循環社会推進課



(2) リユース・リサイクル推進体制の強化

市民相互の不用品情報を共有するシステムづくりなど、リユースの取り組みを強化します。また、資源物の分け方と出し方を市民に周知するとともに、資源物回収拠点の拡充、自治区公民館、こども会、PTA、老人クラブなどが行う集団回収や各種団体、隣組などの小規模なグループが行う資源リサイクルへの支援を行い、有用資源のリサイクルを推進します。さらに、市民の環境意識を高めて3Rを進めるために、ごみの資源化と併せて不用品の補修及び再生品の展示などを行う「リサイクルセンター」の建設を検討します。

市民の行動計画

- ・資源拠点回収や資源回収、集団回収などによる有用資源のリサイクルに協力します。
- ・各種リサイクル法に基づく回収・リサイクルに協力します。
- ・子育て応援リユース協働事業（通称：りちゃいけ）や不用品の情報の共有システムを利用してリユースに努めます。

事業者の行動計画

- ・再生資源や再生品の活用を図ります。
- ・再生資源を使った製品を積極的に販売します。
- ・資源回収ボックスを設置し、リサイクルを進めます。



市の施策

具体的内容	担当課
子育て応援リユース協働事業（通称：りちゃいけ）制度を新聞・テレビ、広報、市公式ホームページなどで紹介し、リユース可能な用品の有効利用を促進します。	こども育成課
ごみ・資源物の分け方・出し方をまとめた冊子を作成・配布・公表し、分別排出を促進します。	循環社会推進課
直方市情報メール「つながるのおがた」の「ごみ出し日前日通知」を市公式ホームページや広報で紹介し、ごみ・資源物の適正な排出を促進します。	循環社会推進課
「リサイクル活動団体奨励金制度」により、地域の集団回収活動を支援します。	循環社会推進課
リサイクル可能な有用資源の調査・研究を進め、資源回収や拠点回収の品目を増やしていきます。	循環社会推進課

5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり

環境目標	地域の環境に誇りをもち、環境を通じて笑顔あふれる活気とふれあいのあ るまちを目指します。
------	---

行動指針① 環境学習の充実

(1) 学校教育における環境学習の充実

市民の高い環境意識の醸成と環境保全活動の実践には、こどもの頃からの情操教育が重要であるため、自然体験や調べ学習など、学校教育における環境学習を充実します。

市民の行動計画

- ・保育所や幼稚園、学校が進める環境活動に協力します。

事業者の行動計画

- ・施設見学の受け入れや、自社の有する知識や技能などを生かし、学校、保育所や幼稚園が進める環境活動に協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
「社会科や総合的な学習の時間」などを活用した環境教育に市職員などの講師を派遣します。	環境政策課 循環社会推進課
「社会科や総合的な学習の時間」などを活用した「森林循環教育」や農業体験に通じた「食農教育」を推進します。	農業振興課
環境教育の一環として、生活と密接に関わるごみ処理場や浄水場などの見学会を実施します。	環境政策課 水道施設課
学校授業の総合学習にある「農業体験学習」などを支援します。	農業振興課
環境教育・啓発活動に対する情報提供を行います。	環境政策課
遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会を活用し、近隣市町村と連携した遠賀川流域での環境学習の実施を目指します。	環境政策課
環境教育に用いる副読本などの資材の充実を図ります。	環境政策課

（２）市民の自発的な環境学習活動の促進

環境問題に関する講座の充実、環境情報発信のしくみの再構築などにより、市民の環境学習活動を支援するとともに、さまざまな機会を通じて啓発を進め、市民の環境モラルを高めていきます。

市民の行動計画

- ・環境に対する知識と関心を高め、環境活動に取り組みます。
- ・市や民間団体などが主催する環境教育や環境学習に積極的に参加します。

事業者の行動計画

- ・従業員の環境教育を実施し、環境関連の研修会などへの参加を奨励します。
- ・自社の有する環境関連のデータや保全技術などの情報を提供します。



市の施策

具体的内容	担当課
まちづくり出前講座の環境に関するメニューを充実し、市民の環境学習活動を支援します。	環境政策課 循環社会推進課
環境に関する情報が市民や事業者へ効果的に伝わるような情報発信のシステムを活用します。	環境政策課
直方市公式ホームページや広報、環境シンポジウム、イベントなど多様な機会を利用して啓発を進め、市民の環境モラル向上に努めます。	環境政策課

行動指針② 環境保全活動の促進

(1) 環境ボランティア・リーダーの育成

まちづくり出前講座や公民館学習など、多様な機会において環境に関する啓発に取り組み、環境保全活動を主導するリーダーとなる人材を育成していきます。

市民の行動計画

- ・まちづくり出前講座や公民館学習に参加し、学んだことを地域の環境保全活動に生かします。

事業者の行動計画

- ・自社の有する知識や技能などを生かし、講習会などに講師として参加・協力します。



市の施策

具体的内容	担当課
まちづくり出前講座や公民館学習などを通じて、地域の環境保全活動を主導するリーダーを育成・支援します。	環境政策課
「緑の少年団」の設立を支援します。	農業振興課

(2) 環境保全活動の拡大

環境保全活動への支援や活動に関する情報発信のしくみづくりを進めるとともに、地域活動と学校活動の連携など効果的な方法を検討し、環境保全活動の拡大を図ります。

市民の行動計画

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の行動計画

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。



市の施策

具体的内容	担当課
直方市ボランティアサポートシステム「ゆかりネット」により、ボランティア活動の紹介や支援などの情報を提供し、環境保全活動の拡大を図ります。	防災・地域安全課
「直方市市民活動保険」制度により、安心して地域活動やボランティア活動ができるように支援します。	防災・地域安全課
市内において環境保全活動を実践し、模範となる事例について、直方市公式ホームページや広報にて発表します。	環境政策課
環境保全活動の向上、発展に貢献し、功績が顕著であった者を表彰します。	環境政策課

6. 環境保全行動計画の数値目標

環境保全行動計画の達成度を計るために、その指標となる項目と目標値を設定します(表4)。

この計画指標により、環境保全行動計画の推進状況を点検・評価していきます。

表 4 指標項目の将来目標

分野	指標設定項目	項 目	現 況		将来目標	
			実績値	現況年	目標値	目標年度
自然環境	里地里山の保全	活動への参加者数	544 人	H30	300 人	R6
		人工林整備面積 (荒廃森林再生面積)	188.1ha	H30	250ha	R6
		農地の有効活用面積	512ha	H30	510ha	R6
	自然観察会などのイベント	参加者数	18 人	H30	3 万人	R6
生活環境	大気環境の保全	野焼きの苦情処理件数	27 件	H30	30 件	R6
	水質環境基準	環境基準点及び補助点の水質測定	全測定地点基準遵守	H30	全測定地点の基準達成・維持	R6
	生活排水処理	水洗化率(浄化槽含む)	71.60%	H30	80%	R6
		合併処理浄化槽の設置割合	32.80%	H30	38%	R6
快適環境	文化財めぐりなどのイベント実施	年間開催数	10 回/年	H30	25 回/年	R6
資源・エネルギー環境	二酸化炭素排出量	市域からの二酸化炭素排出量	727 千 t-CO ₂ /年	H24	684 千 t-CO ₂ /年 (平成 24 年度比 6%削減)	R6
		市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量	4,348t-CO ₂ /年	H30	4,217 t-CO ₂ /年 (平成 30 年度比 3%削減)	R6
	再生可能エネルギー	市施設への再生可能エネルギー導入件数	2 件(累積)	H30	5 件(累積)	R6
	ごみ処理量の削減	1 人 1 日あたり排出量	936g/人・日	H30	891g/人・日	R6
	リサイクル率	ごみの総量に対する資源化率	11.2%	H30	15.6%	R6
教育と啓発・地域づくり	施設見学会	ごみ処理場、浄水場などの見学会開催数	6 回/年	H30	15 回/年	R6
	まちづくり出前講座	年間開催数(環境関連)	71 回/年	H30	75 回/年	R6
	環境保全活動	累計表彰者数	13 人 11 団体	H30	20 人 15 団体	R6